

三世帯同居・近居住宅の取得に係る

不動産取得税の不均一課税

Q & A

【人に係る要件】

Q 取得者の要件はありますか？

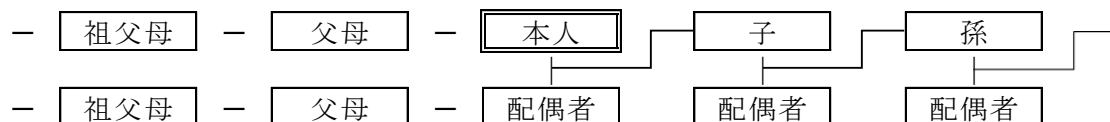
A 同居の場合は、三世代のうちの1人であり、取得した住宅に居住すること。
近居の場合は、三世代のうちの1人であり、取得した住宅又は近居する住宅に居住することが要件となります。

Q 住宅を取得した後で三世代の要件を満たした場合、対象となりますか？

A 住宅を取得した日において三世代を形成していることが要件となりますので、対象となりません。

Q 直系親族とは、どの範囲までをいいますか？

A 本人（取得者）及び本人の配偶者の父母、祖父母、子、孫などをいいます。



Q 取得者の4親等の親族にある子どもを育てている場合、やむを得ない事由があれば認められますか？

A 取得者の3親等内の親族に限られますので、対象となりません。

Q 「18歳未満の方」とありますが、高校生で18歳の子どもは対象となりますか？

A 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方を「18歳未満の方」としますので、これを満たしている場合は対象となります。

Q 年齢の要件はありますか？

A 三世代以上の方のうち、18歳未満の方が居住していることが要件となります。

Q 人数の要件はありますか？

A 三世代以上の関係を形成していれば、人数の要件はありません。

Q 住民票は別の住所となっていますが、実際は同居している場合は対象となりますか？

A 郵便物、公共料金の明細等実際に居住していることが確認できるものを提出してください。

なお、市町村が発行する「届出避難場所証明書」をお持ちの方はこちらを提出してください。

【住宅に係る要件】

Q いつからの取得が対象となりますか？

A 平成29年4月1日以後の取得が対象となります。

Q 福島県外で三世代住宅を取得した場合は対象となりますか？

A 福島県内に取得した住宅が対象となります。

福島県外に取得した場合は、取得した住宅が所在する都道府県にお問い合わせください。

Q 既に三世代以上の者が同居している住宅を建て替えた場合は対象となりますか？

A 建て替えた住宅を取得した日において要件を満たす場合は対象となります。

Q 面積要件はありますか？

A 面積要件はありません。

Q 中古住宅を取得した場合は対象となりますか？

A 対象となります。

ただし、次の①、②のいずれかを満たす住宅に限ります。

① 昭和57年1月1日以後に新築された住宅

② 新耐震基準に適合していることが証明された住宅（取得前2年以内に証明されていること又は取得後6か月以内に耐震改修を行い、証明されていること。）。

Q 併用住宅に三世代以上の者が同居した場合は対象となりますか？

A 対象となります。

ただし、住宅部分についてのみ不均一課税が適用されます。

Q 既に三世代以上の者が同居している住宅の敷地内に、物置のみを取得した場合は対象となりますか？

A 物置、車庫等の附属家屋を取得した場合は対象となりませんが、隠居住宅等で人が居住

する家屋を取得した場合は対象となります。

【申請】

Q 申請手続きはどのようにすればよいですか？

A 「不動産取得税不均一課税申請書」に、「不動産の取得に関する申告書」、「登記事項証明書」、「戸籍全部事項証明書」、「住民票」、「住宅地図」などを添付し、管轄する県地方振興局県税部に提出してください。

【その他】

Q 取得した住宅の敷地（土地）は対象となりますか？

A 住宅のみが対象となりますので、敷地（土地）は対象となりません。